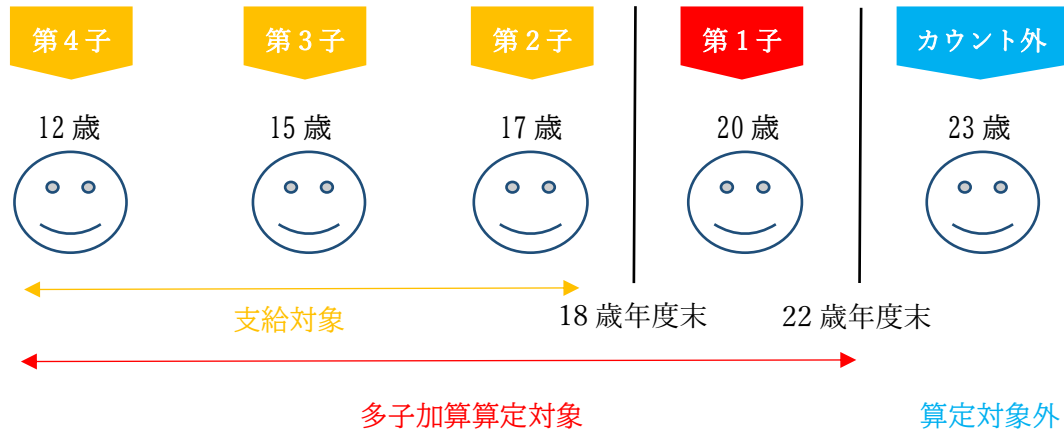


第3子以降の多子加算カウント方法



上記の場合、23歳はカウント対象外となるため、20歳を第1子としてカウントします。
20歳は算定対象ですが、支給対象外のため下記の支給額(各月)となります。

・23歳	カウント外	支給なし	
・20歳	第1子	支給なし	
・17歳	第2子	10,000円	
・15歳	第3子	30,000円	
・12歳	第4子	30,000円	合計 70,000円

※18歳年度末から22歳年度末の子(児童の兄姉等)については、受給者(請求者)が監護に相当する世話をし、生計費の負担をしている必要があります。

※児童の兄姉等が学生以外の場合には、6月に現況届の提出が必要となります。